

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成20年2月14日(2008.2.14)

【公開番号】特開2002-246098(P2002-246098A)

【公開日】平成14年8月30日(2002.8.30)

【出願番号】特願2001-42220(P2001-42220)

【国際特許分類】

H 01 R 13/24 (2006.01)

H 01 L 21/027 (2006.01)

【F I】

H 01 R 13/24

H 01 L 21/30 503Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年12月26日(2007.12.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

【作用】

本発明は上述の如く構成したものであるから、メンテナンス時等に、電流導入端子の端子先端チップと相手電極チップとが癒着し、分離しにくい状態であり、この分離のために大きな力が作用したり、端子先端チップと相手電極チップとの間に位置ズレを生じても、通電材とバネ材とのクラッド化によって、通電材がバネ材と連動することにより、通電材が局部的に大きな変形を生じることが無い。位置ズレ等はコイル状のクラッドバネ材全体で、一様な応力変形として吸収することが可能となり、通電材の無理な局部的な変形を防止することが可能となる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

【実施例】

以下本発明の一実施例を図面に於いて説明すれば、(20)は相手電極チップで、シリコンウエハーをセットするテーブルに装着され銅材により形成されている。この相手電極チップ(20)の下面は弧状凹部(23)とし、電流導入端子(24)の端子先端チップ(25)に接続している。この端子先端チップ(25)は、ステンレス材により形成し、電流導入端子(24)を構成する筒状部品(26)に、クラッドバネ材(27)を介して接続している。